

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

最高裁は私たちの願いに応じてください！

11月6日 早朝の最高裁前でチラシ配布



11月6日、朝の8:30~9:00まで最高裁判所前で横田基地の継続する騒音被害について訴えるビラ配布を実施し、弁護団からも3名が参加しました。主として最高裁判所に勤務する職員に向けてのビラまきでしたので、普段の駅前などで実施するビラ配布とは異なり、よくビラを受け取ってもらえまして、普段よりも目を通してもらえたのだらうと思います。

最高裁判所は、主として高等裁判所の判決についての憲法上の問題について審理する裁判所です。そこでは憲法上の問題については知り得

ても、都心から離れた多摩地区で我々が日頃受けている騒音被害がどれほど酷いかについては必ずしも把握できていないといえます。ですので、被害者自らが団結してビラを配り、その被害を訴えるということは裁判外のことであってもとても意義のあることであると言えます。最高裁の判断がいつ出るのかはまだ分かりませんが、運動そのものはこれからも続けていくべきだと思える機会でした。【弁護士 杉野 公彦】

この日配布したチラシを今回のニュースとともに同封しました。どうぞお読みください。

上告の流れ 最高裁判決にむけての運動

今年の6月6日、東京高等裁判所で、控訴審の判決言渡しがあったことはご記憶のことと思います。その後、最高裁に向けて弁護団はどのような活動をしていたのか？上告(及び上告受理申立)をし、上告理由書等を作成していることはご報告しましたが、改めてこれまでの経過について説明します。

まず、控訴審の判決の言い渡し(6月6日)の翌日から2週間間に、控訴審判決に異議があれば、上告(及び上告受理申立、以下省略します)をする必要があります。弁護団は、6月19日に上告しました。

上告すると、高等裁判所から上告があったことを確認する「上告提起通知書」が届きます。その通知は、上告提起から実に3か月後の9月17日に作成され弁護団の元に届きました。その通知書が届いてから50日以内に上告に関する

「理由書」の作成が必要であり、弁護団は理由書を10月7日に高等裁判所に提出しました。

今現在は、上記の通り理由書を提出した段階であり、その後、裁判に関する記録が高等裁判所から最高裁判所に送付されることとなります。さらに主張に補充の必要があれば、補充書を提出することとなります。

このように上告審も結論が出るまでにはそれなりに時間がかかります。しかし我々はその時間の経過をただ待つわけにはいきません。本号でも記載しておりますが、最高裁前のチラシ配布やその他政治を動かすための運動は、最高裁の経過いかににかかわらず続けられるものです。チラシの配布や集会・勉強会の開催など上告審判決までにできることは原告団としても十分に用意し実施しましょう。【弁護士 杉野 公彦】

最高裁前 朝ビラ奮戦記

いよいよ、最高裁に向け私たち「原告の声を届けねば」とビラとゼッケンそれに訴訟団の旗をカバンに詰め、早朝の電車に乗り込みました。朝の冷え込みに負けぬようウインドブレーカーを着ての出陣です。

最高裁通用口に到着すると、予定より早く来た原告仲間がすでにビラを配っていました。急ぎ旗を掲げ、ゼッケンを着て、ビラを配りました。職員の方がぞろぞろと通用口に向かって進んできます。「横田基地騒音訴訟のビラです」「お読みください」と言いながら手渡します。受け取った方々は建物に入る途中、歩きながらビラを熱心に見てくれました。地元・永田町に在住のおばあさんが朝の散歩で関心を示してくれました。「住宅地の真上を低空で飛び回るオスプレイはけしからん」しかも機関銃を下に向けているビラの写真を見て「許せない行為です」と怒りを共有してくれました。

最高裁は憲法判断をするところですが、墜落の危険と騒音に悩む住民の立場に立って「住宅地上空での飛行訓練中止(飛行差止め)」の判断を示して欲しいと思いました。

(瑞穂2名、八王子3名、昭島2名、福生1名の原告と弁護士3名が参加しました)【瑞穂 岡口 明】

賠償金の支払い・説明会について

高裁で確定した損害賠償金について国から支払いを受け、現在弁護団が管理しています。

各原告にお支払いするにあたり、弁護士実費を含む裁判諸経費の拠出割合(全原告共通)を確定させる必要があります。この間、原告団幹事会で協議を行ってきました。近く精算金額や支払い方法が確定する見通しとなりました。

今後は、12月中旬～翌1月中旬を目途に被害地域ごとに、説明会を開催します。その後、来年2月中旬に原告団総会を開催し、議決後に原告の皆様へお支払いすることとなります。地域の説明会日程は、同封の「ご案内」をご覧ください、ご都合のつく会場へご参加ください。

団費未納の方 ご注意ください

2019年度までの団費納入は12月31日をもって受付を終了させていただきます。未納分は支払い賠償金額から精算します。

原告団 会計

基地に支配され、依存する岩国を実感

10月26日フィールドワークに参加して

米軍岩国基地の控訴審判決傍聴支援に参加した。判決は爆音被害が受忍限度を超えた深刻なものとして違法性を認め増額の賠償命令を示しましたが、沖合移設後の新滑走路運用で騒音被害が減っていると判断をしたことは実態を見ない不当なものであった。将来分の賠償や飛行差止めを認めなかったことは横田の控訴審判決と同じだ。「子や孫に安心して暮らせる岩国の街を引き継ぎたい」との願いは又もや踏みにじられた。

岩国基地はどのようになっているのか、その姿を知りたくてフィールドワークに参加した。民間空港と軍港を併せ持つ全国で唯一の米軍基地はとてつもなく広大で、爆音や墜落時の被害軽減を名目に建設された「滑走路の沖合移設」の実相は驚くことばかりだった。



米海兵隊岩国航空基地 この背後に広大な基地があります

基地の大拡張のために沖合移設に使われた土砂は、市内中央部の愛宕山からベルトコンベアで海まで運ばれ、2500億円をかけて10年で完成。愛宕山の跡地は、山口県が「21世紀型多機能都市」を建設する予定だった。ところが「米軍再編ロードマップ」の発表で防衛省が大半を買収し、米軍に提供するという仕組みされた愛宕山開発であった。その整備事業には何と5487億円もかけて基地整備や野球スタジアムなど運動公園、将校用高級米軍住宅に投入。不釣り合いな名称の「絆スタジアム」、立派なゲートで隔離された高級米軍住宅「アタゴヒルズ」は、植民地支配された街並みの醜い姿そのものだった。

もうひとつ説明を受け感じたことが「基地に依存するまちづくり」の実態だ。市の会計予算の17.3%を占める潤沢な基地再編交付金が138億円もある。子ども医療費無料化を実施し、市民の間に「基地のおかげ」という意識をもたせ、基地に依存する市政へ変えようとしている。アメリカと従属化した日本政府のやり方に恐ろしさを感じた。

新滑走路が見渡せる今津川堤防まで足を延ばすと基地飛来機の写真を道に沢山並べている方がいた。その方が岩国基地監視5年、年に300日以上通っている戸村良人さんだった。米軍機の写真を撮り続け、「監視しないと米軍の実態は分らんよ」と事細かく説明してくれた。トラブルを発見すると自身のホームページで発信するなど貴重な存在である。土曜日のため動きはなかったが、F-35Bステルス戦闘機などすさまじい爆音を狭い市街地のみならず宮島にまでまき散らしている。

安倍首相のおひざ元だけに騒音被害に立ち上がる人への中傷もあり、組織することは大変だったという。基地被害に苦しむ原告団の連帯の大事さを実感した一日だった。

【事務局長 奥村 博】



基地監視を続けている戸村さんから説明を聴く



愛宕山跡地に建設された野球場「絆スタジアム」

9/21~22 嘉手納判決傍聴の旅

今年度ほど判決が多い年はない。これまでの判決は原告を無視したひどいものである。去る9月21日、国内最大規模の原告22,000人をかかえる第三次嘉手納爆音訴訟団の控訴審判決を傍聴した。判決は、4月の第二次普天間爆音訴訟の控訴審判決と同じあの大久保裁判長。これまでもいくつか傍聴したが、今回の判決は全く人権を無視したひどいものであった。普天間同様に大久保裁判長が今回も、理由を告げることなく、マイクを無視して傍聴人に聞こえない声で主文のみを数分読み上げ、そくそくと退席した。これは何だ。私は思わず声をあげた。これが日本の司法か、誰のための司法か。一審の賠償額を三割減額した理由もなく、国の財政事情に忖度したものと判決後の原告団の報告会でも批判され怒りに満ちた発言がなされた。差



し止め請求についても「第三者行為論」により請求棄却。ここはどこか。世界の動きからみても、特異的な日米地位協定は今後見直さざるを得なくなるであろう。

翌日、バスで辺野古へ行った。午後帰るため埋め立てには行けなかったが、ゲート前の反対の人たちと一緒にこぶしを挙げて反対を叫んだ。反対の人たちも県外から大勢来ていた。とりわけ女性が多かったのが注目された。世界的に女性の動きが注目される。

来る1月の第9次横田高裁判決、3月の小松地裁判決に期待し、私たちは諦めることなく今後も小さな主権行使力強化運動の積み重ねをしていくことが大事なことと考える。合わせて先日の首里城の火災も世界の遺産として再現していくことを願うものである。

【事務局次長 掛谷 昇治】

オスプレイの横田基地配備を撤回する署名行動

みなさんの参加、地元の賛同者の方々の協力を呼びかけます

来年1月4日(土) 13時~14時
昭島駅北口

2月29日(土) 13時半~14時半
立川駅南口デッキ

原告団活動日誌

- 9/10 全国基地連事務局長会議@那覇
- 9/11 嘉手納爆音訴訟控訴審判決支援行動
- 9/12 辺野古支援行動
- 9/11 原告団ニュース第54号発行・発送
- 9/13 よみがえれ!有明訴訟 最高裁判決報告集会
- 9/17 第79回原告団幹事会
- 9/17 第9次横田訴訟原告団控訴審 結審支援行動
- 9/18 弁護団会議に出席
- 9/28 全国基地連 厚木基地フィールドワーク、原告団弁護団交流会、第5回総会、原告団交流集会
- 10/7 定例事務局会議
- 10/11 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @箱根ヶ崎駅
- 10/16 弁護団会議に出席
- 10/16 オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席
- 10/21 第80回原告団幹事会
- 10/25 弁護団会議に出席
- 10/25 岩国訴訟控訴審判決。全国基地連事務局長会議@広島。岩国基地フィールドワーク
- 10/31 臨時事務局会議
- 11/1 環境省懇談
- 11/5 原告団ニュース編集会議
- 11/6 最高裁判所前 チラシ配布行動
- 11/7 臨時幹事会
- 11/11 定例事務局会議
- 11/12 弁護団・原告団合同会議
- 11/13 オスプレイ横田配備反対連絡会会議出席
- 11/16 オスプレイ横田配備反対署名・宣伝行動 @立川駅北口
- 11/16 フクシマ現地調査に参加
- 11/18 第81回原告団幹事会
- 11/24 オスプレイいらない東京大集会で署名活動 @福生市・多摩川中央公園
- 11/27 弁護団会議に出席

上告理由書要旨

令和元年10月7日

最高裁判所御中

第1章 差止請求

第1 人格権・平穏生活権（憲法13条，25条），環境権（憲法13条，25条），平和的生存権（憲法前文，9条，13条）の解釈の誤り

上告人らの求める米軍機及び自衛隊機の飛行差止請求は，人格権ないし平穏生活権，環境権，平和的生存権に基づく請求である。

横田基地の米軍機及び自衛隊機の飛行等によって上告人らの人格権・環境権・平和的生存権が長年にわたり侵害されている以上，飛行等の差止によって，権利侵害状態を除去して，上告人らの各憲法上の権利の保障を図らなければならない。

原審は，自衛隊機については自衛隊機の運行に関する権限の行使は公権力の行使にあたるとして民事上の請求としては不適法として却下し，米軍機については，いわゆる第三者行為論により請求を棄却すると第一審判決を維持した。かかる原審の判断は，上告人らの上記各憲法上の権利についての解釈を誤ったものである。

第2 裁判を受ける権利（憲法32条）の解釈の誤り

原判決は，米軍機の差止請求について，「主張自体失当」とした。原判決は，騒音の程度，被害の状況等についての検討を行うことなく，上告人らの差止請求を棄却したものであり，裁判の拒否そのものである。

米軍機に対する差止請求について，国を相手にしても，米国政府を相手にしても，実質的な審理が行われないことになり，原判決は，法の空白地帯を生じさせるものとして，憲法32条によって保障されている上告人らの裁判を受ける権利を侵害するものである。

第3 司法権（憲法76条第1項）の解釈の誤り

紛争を解決することや立憲主義に基づき人権侵害状態を是正することが司法権の役割である。

航空法や日米地位協定の解釈により米軍機の運航規制が可能であるにもかかわらず，いわゆる第三者行為論を採用し「主張自体失当」として上告人らの請求を排斥した原判決は，司法権の解釈を誤っており，最高裁によって破棄されなければならない。

第2章 将来請求

第1 憲法13条・同25条・同前文違反について

憲法13条・同25条・同前文違反を犯す原判決

将来の損害賠償請求を排斥した原判決の判断は，原告らの憲法13条，同25条に保

障される人格権，環境権，並びに憲法前文・同13条により保障される平和的生存権を侵害するものであり，同判決に「憲法の違反」（民事訴訟法312条1項）の上告理由がある。

横田基地周辺においてきわめて長期間にわたり違法な騒音発生の継続の事実があり，かつ，将来においても違法な騒音の継続が高い蓋然性を持って予見される場合，上記の憲法上の規定に基づき将来にわたる損害賠償請求を求めることができるというべきである。このような場合にすら，将来の侵害行為に対する損害賠償を一切認めず，国民に再度の提訴負担を課すことは，憲法上の権利の保障としては著しく不十分であり，違憲状態を放置するに等しく，また，81条で違憲審査権を定めた司法権の役割を放棄するに等しいからである。

第2 憲法32条・同76条1項違反について

1 憲法32条違反

国家により不法に基本的人権が侵害された場合には，何人も裁判所に対して損害の救済を求めることができるのであり，日本国憲法32条の規定する「裁判を受ける権利」には裁判所による違憲審査権を通じて損害の実効的な救済が図られることも導かれる。

とすれば，原判決の判断は，上告人らの繰り返し提訴しなければならない負担を無視または過度に軽視しており，実効的救済を図るものとはいえ，裁判所による実効的な救済を求める権利を侵害するものといえ，上告人らの裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害している。

2 憲法76条1項違反

憲法76条1項の司法は，①「具体的な争訟」が存在すること，②適正手続の要請等に則った特別の手続に従うこと，③独立して裁判がなされること，④正しい法の適用を保障する作用であることとの四点により構成される。

原判決は，この司法の要素のうち，「正しい法の適用を保障する作用であること」の要素について，司法権の役割を放棄し，憲法上の権利に対する違法な侵害行為を放任している点で，司法の怠慢であって，憲法76条1項に反する。

第3 理由齟齬

原判決によれば，騒音被害および賠償は，一審被告が作成するコンター図に基づいて認定されている。これを前提とすると，口頭弁論終結後であっても，同一のコンター内にある限り，同一の被害は認定し得え，同一の損害が発生していると考えられるといえる。にもかかわらず，ただの訴訟上の基準点である口頭弁論終結前か後かによって賠償が認められる，認められないと結論が異なるというのは理由として食い違っているものである。

以上

上告受理申立理由書要旨

令和元年10月7日

最高裁判所御中

第1章 差止請求

第1 米軍機の差止請求について

1 日米地位協定の解釈の誤り

原判決は、第一審判決の「被告は、横田飛行場における米軍機の運航等を規制し、制限することのできる立場にはないと評価せざるを得ない。」、「原告らが引用する地位協定のいずれの条文も、横田飛行場における米軍機の運航等を規制ないし制限することのできる根拠となり得るとは解されない。」との判断を維持した。

しかし、横田基地の米軍の活動には日本の国内法が適用される以上、申立人ら住民の権利を侵害する米軍機の飛行について日本政府が規制しうるのは当然のことである。領土主権等に対する制約がより少ないように解すべきであるとする条約の解釈の原則からみても、日米地位協定18条5項の「請求権」には、差止請求権も含むと解釈されるべきである。

2 平成5年最高裁判決違反について

平成5年日米合同委員会合意「横田飛行場騒音規制(改正)」は、平成5年最高裁判決がいうところの「米軍の本件飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得る特段の定め」にあたる。

よって、第一審判決及び原判決は、平成5年最高裁判決に違反するものとして、最高裁判所によって破棄されなければならない。

3 申立人らは相手方の支配の及ばない第三者の行為の差止を請求していないことについて

米軍は相手方の支配の及ばない第三者ではなく、また、相手方が妨害状態を惹起している以上、相手方が妨害排除請求権行使の対象となる。

よって、原判決は、日米地位協定及び人格権等に関する解釈を誤ったものである。

第2 自衛隊機の差止請求について

厚木平成5年最高裁判決による受忍義務構成の破綻は明白であって、民事訴訟における自衛隊機の差止請求を適法と認めるべきである。

民事訴訟における自衛隊機の差止請求を不適法とした第一審判決及び原判決は、申立人らの司法へのアクセスをまったく考慮していない点においても不当なものである。

第2章 将来請求

第1 著しい採証法則・経験則違反

横田基地周辺の騒音は基地機能が強化されるのに比例して、明らかに増大してお

り、短期間のうちに減少することなど、あり得ない。

とすれば、騒音状況に変化がないと認められるのが極めて短期間に限られるとの原判決の判断は、判決の結論に影響を及ぼす著しい採証法則違反・経験則違反であって破棄されるべきである。

第2 民訴法 135 条の解釈違反(民訴法 318 条 1 項違反)

将来の給付請求は現在給付請求と異なり、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」、提起することができる(民訴法 135 条)とし、訴えの利益に加え、請求適格が求められる。この点、大阪空港大法廷判決は、請求的確の基準を定めているが、その基準が狭きに失するものであり、民訴法 135 条の解釈違反である。同判決は多くの研究者の批判にさらされ、その変更が求められるものである。

第3 大阪空港大法廷判決違反

原判決は、大阪空港大法廷判決の要件のうち、短期間という限定つきながら「請求権の基礎となる事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されること」「損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定でき、債務者に有利な影響を生ずるような事情の変動があらかじめ明確に予測できる事由に限られること」との要件は認めたが、「事情の変動を債務者の立証すべき事由の発生と捉えてその負担を債務者に課するのが不当でないこと」の要件を認めず、また別に救済の効果という条件を追加して、将来請求を求める必要性や合理性に疑問を呈して請求を却下した。

しかし、限定した期間において救済の効果の問題視することは、大阪空港大法廷判決も述べていない新たな要件を追加するものであり、同判決の趣旨に違背する。また、この短期間において一審原告らの死亡や転居を理由とする一審被告の請求異議訴訟等の負担を理由とすることは、同じく大阪空港大法廷判決の予定しないところであり、同判決の趣旨に違背する。

第4 「請求権の適格性」を理由として却下することはもはや認められない

横田基地訴訟は大阪空港訴訟と比べ、飛行実態の差異、被害の継続年数と司法判断の回数、住宅防音工事の取扱い、将来の対策の有無など、判決の経過と判断内容の判例自身が積み重ねてきた請求権の重みが異なり、損害賠償請求権はその成否及びその額において一義的により明確である。基地騒音における損害賠償請求権を、その性質上、請求権としての適格性を有しないと一刀両断に切り捨てることは、これまで横田基地騒音訴訟において裁判所自身が積み上げてきた判決の重みを裁判所自身が否定することに他ならない。

将来請求を認めるかは、具体的事案における具体的請求権として判断される必要がある。その上で、その必要性、合理性についても、事前に債務名義を得ておくべき原告側の利益と、請求異議等の訴えを提起しなければならない被告の不利益・負担との比較衡量による正義公平の判断からより具体的に判断されるべきである。

以上